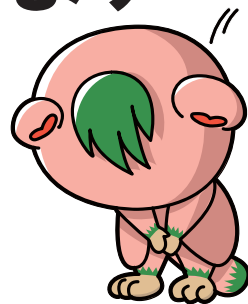


# 令和2年4月より 各種使用料・手数料を改定します

料金の値上げにご理解とご協力をお願いいたします。



日頃より、当町の行政運営につきましては、特段のご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

この度、令和元年10月1日より消費税率が改定（8%→10%）されたこと、及び過去の消費税率改定（5%→8%）に伴いまして、今後の安定した施設の維持や、各種事業を円滑に実施し、健全に推進していくために、次のとおり使用料・手数料改定を行うことになりました。

つきましては、ご利用の皆さまには大変なご負担をおかけいたしますが、これからはさらなる効率化や経費の節減など、一層の努力を行ってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

※主なものを掲載します。

## 公衆浴場入浴料金

	入浴料	
	1回 ※（）内は改定前	回数券（11回分） ※（）内は改定前
大人 （12歳以上）	<b>450円</b> （380円）	<b>4,500円</b> （3,800円）

※その他、中人・小人・65歳以上の方・6歳未満の方の入浴料については、変更ありません。

## 学校給食費負担金

	1食あたり ※（）内は改定前	年額 （年間200食とした場合） ※（）内は改定前	1回のお支払額 （年間200食とした場合） ※（）内は改定前
小学生	<b>270円</b> （250円）	<b>54,000円</b> （50,000円）	<b>5,400円</b> （5,000円）
中学生	<b>320円</b> （300円）	<b>64,000円</b> （60,000円）	<b>6,400円</b> （6,000円）

# 水道使用料

用途 ※( )内は改定前	基本料金(1カ月につき)		超過料金	
	基本量	料金 ※( )内は改定前	単位	料金 ※( )内は改定前
一般用 (家庭用)	使用水量 8m <sup>3</sup> まで	<b>2,100円</b> (1,995円)	1m <sup>3</sup> 毎に	<b>260円</b> (252円)
団体用	使用水量 20m <sup>3</sup> まで	<b>5,700円</b> (5,460円)	1m <sup>3</sup> 毎に	<b>260円</b> (252円)
営業用	使用水量 10m <sup>3</sup> まで	<b>3,400円</b> (3,213円)	1m <sup>3</sup> 毎に	<b>260円</b> (252円)
浴場用	使用水量 100m <sup>3</sup> まで	<b>10,200円</b> (9,628円)	1m <sup>3</sup> 毎に	<b>210円</b> (199円)
営農用 (畜産用)	使用水量 20m <sup>3</sup> まで	<b>3,300円</b> (3,108円)	1m <sup>3</sup> 毎に	<b>195円</b> (189円)
臨時用	使用水量 10m <sup>3</sup> まで	<b>7,900円</b> (7,275円)	1m <sup>3</sup> 毎に	<b>550円</b> (493円)

※用途区分の「工業用」と「公民館等」は廃止となります。

※会館は一般用とし、減免対応になります。

# 下水道・個別排水処理施設使用料

	単位	料金 ※( )内は改定前
下水道使用料 個別排水処理施設使用料	1m <sup>3</sup> あたり	<b>185円</b> (178円)

※上下水道ともに、4月使用分から適用されることとなり、5月請求分から新料金でご請求させていただきます。

たとえば…一般的な家庭の場合 (※一般用で20m<sup>3</sup>使用)

旧	
水道使用料	
基本料金 (8m <sup>3</sup> )	= 1,995円
超過料金 (12m <sup>3</sup> )	= 3,024円
下水道使用料	
使用料 (20m <sup>3</sup> )	= 3,560円
<b>合計</b>	<b>8,579円</b>

新	
水道使用料	
基本料金 (8m <sup>3</sup> )	= 2,100円
超過料金 (12m <sup>3</sup> )	= 3,120円
下水道使用料	
使用料 (20m <sup>3</sup> )	= 3,700円
<b>合計</b>	<b>8,920円</b>

新料金では  
341円の増額となります。

